

景観形成重点地区とは

◆テーマ「柿里の似合う街道の継承と創造」

景観形成重点地区とは、掛川市景観条例に基づく制度であり、市内で特に景観づくりについて積極的な取り組みが必要であると認められた地区のことです。

「遠州横須賀街道沿道地区」は、市内で初めて景観形成重点地区として認定された地区です。「柿里の似合う街道の継承と創造」というテーマのもとに、建築物の屋根の形状や壁の位置、高さや色彩、屋外広告物などを、街並みにふさわしい景観とすることを目指していきます。

◆建物や工作物の新築や建て替え、修理など

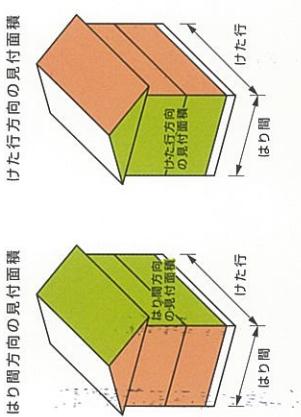
をする場合は、届出が必要です

【届出が必要なとき】

- 建築物や工作物を新築・改築・増築・増設、移築・移設したりするとき。
- 建築物や工作物の外観を変更したり、色彩を変更したりするとき。

【注意事項】

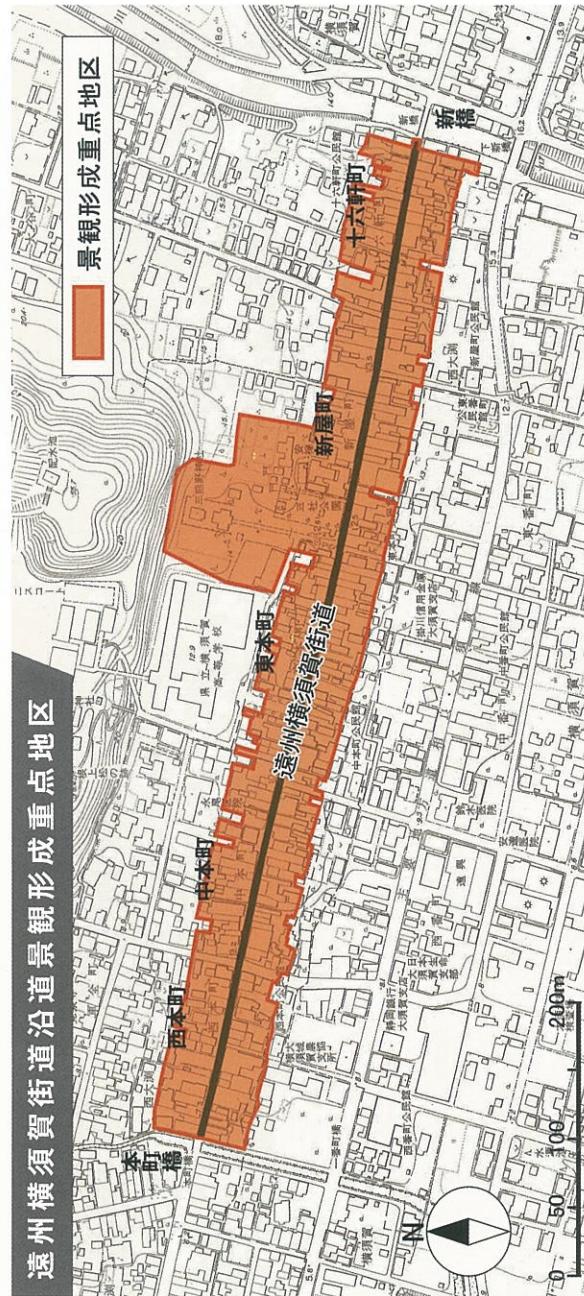
- 建築物全ての見付面積の2分の1以上となる面積の外観や色彩を変更するときに届出が必要となります。
・見付面積とは、はり間(短辺)方向、または、けた行(長辺)方向の鉛直投影面積のことです。
- 外壁などを、同じ色の塗料で塗り替える場合であっても、「色彩の変更」に該当するものとし、届出が必要となります。



届出の流れ

- ① 施主等による市窓口への事前相談
- ② 施主等による市窓口への届出・市による受理
- ③ 市窓口による計画内容(方針・基準)の説明・指導
- ④ 市窓口による横須賀景観整備機構への相談のあつせん
市から横須賀景観整備機構への連絡
- ⑤ 施主等による横須賀景観整備機構への相談
- ⑥ 横須賀景観整備機構の審査、助言
- ⑦ 横須賀景観整備機構からの適合通知書等の発行

重点地区の建物には
このステッカーを貼って
いただいている。



◆横須賀景観整備機構を組織します

「横須賀景観整備機構」とは、地元住民が主体となって掛川市と連携し活動を進める組織です。現在は、任意団体ですが、将来的にはNPOなどを設立し、景観法で定める景観整備機構になることを目指しています。

◆役割

「遠州横須賀街道沿道地区」における景観形成重点地区的計画に基づき、対象エリアのまち並み景観の保全継承に関する活動を、次のように行なっていきます。

また、市内の景観形成における先導的役割を担う団体であることを認識し、活動は、当該地区的良好な景観形成に資する活動を基本としながら、市内全域を対象とする掛川市景観整備機構が設立された際には、連携を図りながら活動を進めていきます。

○景観法に基づく届出者からの建築計画の相談・助言

○屋外広告物の誘導に関する活動

○地域住民や業者に対する届出制度の周知に関する活動

○基準の周知や表彰制度の推進等、景観形成の意識の醸成に関する活動

○太陽光パネルや空き家等の撤去や、景観形成の課題への対応検討

○その他、景観形成に関する活動全般